

函館市職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市規則第14号

函館市職員住宅管理規則の一部を改正する規則

函館市職員住宅管理規則（昭和39年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「330円」を「392円」に、「414円」を「490円」に、「508円」を「588円」に改める。

別表第2中	106円	132円	151円
	169円	207円	240円
	206円	253円	292円
	248円	311円	361円
	276円	341円	403円
	283円	364円	443円
	72円	89円	102円
	130円	159円	183円
	168円	207円	238円
	196円	242円	279円
	212円	262円	302円
	232円	286円	329円
	242円	298円	343円
	54円	67円	77円
	97円	119円	137円
	131円	160円	184円
	157円	193円	221円
	177円	218円	250円
	194円	238円	273円
	206円	253円	291円
	216円	265円	305円
	222円	272円	313円
	251円	309円	355円

101円 183円 231円 286円 322円 331円	124円 221円 281円 357円 396円 425円	124円 240円 308円 397円 452円 504円
57円 132円 182円 218円 239円 265円 278円	68円 159円 221円 267円 293円 324円 340円	61円 166円 237円 291円 325円 356円 374円
34円 90円 134円 168円 194円 216円 231円 244円 252円 290円	39円 107円 160円 203円 236円 262円 281円 297円 309円 354円	28円 106円 167円 215円 253円 283円 306円 330円 371円 390円

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。